

南九州市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（以下「難聴児」という。）に対して、補聴器の購入（製作を含む。以下同じ。）費用の一部を助成することにより、難聴児の日常生活における言語獲得、音声・言語機能、意思伝達の能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（対象児）

第2条 助成金の交付対象となる難聴児（以下「対象児」という。）は、18歳未満の者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象外であること。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第15条第1項に規定する耳鼻咽喉科の指定医師（以下「指定医師」という。）により判断されていること。

2 前項に規定する者が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第1項ただし書により、補装具費支給制度の対象外とされる世帯に属する者はこの事業の対象外とする。

（助成金の額）

第3条 本事業の助成金の算定基礎となる額は、対象児が新たに補聴器を購入する経費又は別表に定める耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入費」という。）から寄付金その他の収入額を控除し、市長が必要と認める額と別表の「1台当たりの基準価格」欄に掲げる額（以下「基準価格」という。）を比較して少ない方の額とする。

2 助成金の交付額は、前項に規定する額に3分の2を乗じた額（円未満切捨て）とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）は、対象児が補聴器の試聴を行った上で、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に

申請するものとする。

- (1) 指定医師が、対象児の聴力検査を実施した上で交付した意見書（次号において「意見書」という。）
 - (2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
 - (3) 補聴器の仕様書
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- （所得審査）

第5条 市長は、対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第2条第3項の規定による対象外該当の有無を確認するものとする。

（交付決定等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、申請書等の内容を審査し、助成金の交付決定又は却下決定を行うものとする。

2 市長は、助成金交付を行うことを決定した場合は、申請者に難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、難聴児補聴器給付券（第3号様式。以下「給付券」という。）を交付し、決定業者に難聴児補聴器購入費助成金交付決定のお知らせ（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、助成金交付を却下することを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（補聴器購入）

第7条 申請者は、交付決定後速やかに、難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書に記載された決定業者に給付券を提出し、補聴器を購入するものとする。

（費用の負担）

第8条 前条により補聴器を購入した申請者は、購入時に購入費の一部（以下「自己負担額」という。）を決定業者に支払うものとする。

2 自己負担額は、購入費から第3条に規定する助成金の交付額に相当する額を控除した額とする。

（費用の請求）

第9条 補聴器を納入した決定業者は、第3条に規定する助成金の交付額を、難聴児補聴器購入費助成金請求書（第6号様式）に給付券を添付のうえ市長へ請求するものとする。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはその請求額を支払うものとする。

（補聴器の管理）

第10条 この事業により購入費の助成を受けた対象者又は申請者（以下「対象者等」という。）は、補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、

又は担保に供してはならない。

2 市長は、対象者等が前項の規定に違反したと認める場合には、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第11条 市長は、補聴器の交付の状況を明確にするため、難聴児補聴器購入費助成台帳（第7号様式）を整備するものとする。

（補聴器更新の特例）

第12条 耐用年数を経過する前に、対象者等の責任によらない災害等の事情により補聴器が毀損した場合は、市長は新たに必要と認める補聴器の購入費の一部を助成できるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	1台当たりの 基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型	43,200円	①補聴器本体（電池含む。） ②イヤーマールド （注）イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として5年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型 （レディメイド）	96,000円		
耳あな型 （オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池含む。）	
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

第 1 号様式（第 4 条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付申請書				
南九州市長 様		申請日 年 月 日		
		(申請者)		
		住 所 南九州市		
		氏 名 ㊟		
		対象児との続柄 ()		
		電 話		
次のとおり補聴器購入費の助成金の交付を申請します。				
なお、購入費助成金の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、補聴器の購入状況その他について、貴職が関係機関に調査・照会・閲覧することを承諾します。				
対象児	住 所			
	フリガナ 氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	
購入を希望する 補聴器の種類				
購入を希望する 業者名		名 称		
		所在地		
		電 話		
見積額 (判定補聴器)		見積額 (希望補聴器) ※差額自己負担による機種変更を希望する場合		寄付金 その他収入額
円		円		円
身体障害者手帳 の申請の有・無		有 ・ 無 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づく給付等を優先するため、身体障害者手帳の却下決定通知の添付を求めることがあります。		
最近 5 年間の 補聴器の購入 状況		右 (有・無) 年 月 日購入 左 (有・無) 年 月 日購入 ☐ 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業による交付 ☐ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給 ☐ その他		
備 考				

第 2 号様式（第 6 条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書			
		第 年	号 月 日
様			
		南九州市長	印
年 月 日付けで申請のありました補聴器購入費助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。			
住 所			
フリガナ 対象児氏名		フリガナ 保護者氏名	
生年月日		年 月 日	性別
支給番号		第 号	交付年月日 年 月 日
決定内容		補聴器の種類： 処 方：	
決定業者	名 称		
	所在地		
	電 話		
購入費		寄付金 その他の収入額	利用者負担額
円		円	円
公費負担額 円			
備考			

第 3 号様式（第 6 条関係）

難聴児補聴器給付券				
支給番号	第 号	支給決定日	年 月 日	
対象児氏名		生年月日		
住 所				
保護者氏名		対象児との 続柄		
補聴器の 種 類				
処 方				
決定 業者	名称			
	所在地			
	電話			
基準額	見積額	寄付金 その他の収入額	利用者負担額	公費負担額
円	円	円	円	円
上記のとおり決定する。 年 月 日				
南九州市長 印				
受領年月日	年 月 日	受領者氏名印	印	
年 月 日 南九州市長 様 （受任者）住所 業者名 代表者名 印 電話 委 任 状 （委任者） は、補聴器購入費の請求及び受領を行うことを （受任者） に委任します。 （委任者）住所 氏名 印				

第 4 号様式（第 6 条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付決定のお知らせ					
第 年 月 日					
様					
南九州市長 印					
次のとおり難聴児補聴器購入費助成金の交付を決定しましたので，難聴児補聴器給付券の提示がありましたら対応をお願いします。					
住 所					
フリガナ 対象児氏名			フリガナ 保護者氏名		
生年月日	年 月 日	性別		電話	
支給番号	第 号	交付年月日		年 月 日	
決定内容	補聴器の種類： 処 方：				
見積額	円	公費負担額	円	利用者負担額	円

第 5 号様式（第 6 条関係）

難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書		
	第 年	号 月 日
様		
南九州市長		印
年 月 日に申請がありました交付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。		
記		
却下の理由		

第 6 号様式（第 9 条関係）

難聴児補聴器購入費助成金請求書				
年 月 日				
南九州市長		様		
(請求者)				
		住 所		
		氏 名		㊟
下記のとおり，補聴器購入費を請求します。				
記				
1	請求金額（公費負担額）	円		
2	補聴器購入年月日	年	月	日
3	添付書類	領収書及び給付券		
受領方法	受 領 金融機関名	() 銀行・信用金庫・農協 () 本店・支店・支所		
	預 金 種 別 該当を○で囲む	1 普通 2 当座		
	支 店 番 号		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

第 7 号様式（第11条関係）

難聴児補聴器購入費助成台帳

（単位：円）

交付 番号	申請受 付 年 月 日	対象児童 名	生年月 日	住所地	保護者 名	交付決 定 年 月 日	補聴器 の種類	装 用 耳	補聴器 購入事 業者名	交 付 年月日	購入費 等の額	助 成 対象額	利用者 負担額	助 成 金 額	区 分 (新規・更 新)	備考

（注）補聴器の種類

- 1 軽度・中等度難聴用ポケット型
- 2 軽度・中等度難聴用耳かけ型
- 3 高度難聴用ポケット型
- 4 高度難聴用耳かけ型
- 5 重度難聴用ポケット型
- 6 重度難聴用耳かけ型
- 7 耳あな型（レディメイド）
- 8 耳あな型（オーダーメイド）
- 9 骨導式ポケット型
- 10 骨導式眼鏡型